

提案基準第 23 号

墓園における付属建築物の建築行為の特例措置

墓園の付属建築物を建築する場合において、申請の内容が次の各項に該当するものであること。

(適用対象)

- 1 申請に係る建築物は 1 ヘクタール未満の墓園内に建築されるものであること。

(施設基準等)

- 2 申請に係る建築物の用途は次の各号に掲げるものとし、各々の規模は必要最小限であること。

- (1) 管理事務所（事務スペース、書庫等）
- (2) 給水設備
- (3) ごみ集積設備
- (4) 便所
- (5) 墓参者の一時休憩、法事等を目的としたスペース
- (6) 自走式駐車場
- (7) 墓参者のためのエレベーター（物を運搬するエレベーターを除く）

(形態基準)

- 3 申請に係る建築物の形態については、次の各号に適合するものとする。（注 2 参照）

- (1) 第一種高度地区の規定を満足するものとする。ただし、横浜市建築局が定める建築基準法第 58 条第 2 項の規定に基づく許可基準を準用することで、高度地区で定める北側斜線の範囲内で緩和することができる。
- (2) 建築物の建築面積の合計の墓地区域面積（墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「墓埋法」という。）第 10 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けた墓地の区域の面積）に対する割合は、2 パーセント以下とし、建築物の延べ面積の合計の墓地区域面積に対する割合は、4 パーセント以下であり、かつ 200 平方メートル以下であること。（注 1 参照）

(その他)

- 4 申請地が農地である場合は、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に基づく許可（農地転用許可）が得られること。
- 5 申請地が風致地区である場合は、横浜市風致地区条例（昭和 45 年横浜市条例第 35 号）第 2 条に基づく許可（風致地区内行為許可）が得られること。
- 6 墓埋法第 10 条第 1 項又は第 2 項に基づく許可を得ていること又は得られること。
- 7 次の区域は申請区域に含まないこと。
 - (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域
 - (2) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林
 - (3) 首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）第 4 条第 2 項第 3 号の近郊緑地特別保全地区
 - (4) 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 12 条の規定による特別緑地保全地区
 - (5) 「横浜みどりアップ計画」による保全策を行う地域
 - (6) その他本市の土地利用計画及び都市施設整備計画等から支障のある区域

(施行期日)

- 8 この基準は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 9 第 3 項第 2 号中、200 平方メートル以下の規定は、この基準の施行期日の前に、横浜市墓地等の経

営の許可等に関する条例（平成 14 年横浜市条例第 57 号）第 13 条に基づく標識の設置及び届出がなされたものについては、なお従前の例による。

注

1 本提案基準第 3 項第 2 号における建築面積、延べ面積は、それぞれ建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する建築面積、同条第 1 項第 4 号本文に規定する延べ面積をいう。したがって、同条第 1 項第 4 号ただし書の規定は適用されず、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分は、延べ面積に含まれる。

2 既存の建築物の建て替え等

適法に建築された既存建築物が本提案基準第 3 項に規定する規模を超えている場合は、その規模を上限として建て替えることができる。ただし、横浜市建築局が定める建築基準法第 58 条第 2 項の規定に基づく許可基準を準用することで、申請に係る建築物の高さを従前の建築物の高さに最大 3.5m を加えた数値まで緩和することができる。